

◇ 官庁施設の総合耐震計画基準

国土交通省は、平成8年10月、「官庁施設の総合耐震計画基準」及び「官庁施設の総合耐震診断・改修基準」を地震防災機能確保のための技術基準として制定しました。（「官庁施設の総合耐震計画基準」はその後改訂が行われ、最終改訂は平成19年12月18日）

この基準は、阪神・淡路大震災による官公庁施設被害の分析から、建築物の構造体以外にも通信施設や電源設備、水、電気等のライフラインの確保の重要性が確認され、この教訓をふまえて制定されたものです。

「官庁施設の総合耐震計画基準」は、官庁施設として必要な耐震性能の確保を図ることを目的として、官庁施設の地震による被害及びそれに伴う火災などの二次災害に対する安全性に関する基本的事項及び施設の維持管理について定めたものです。

官庁施設の耐震安全性の目標については、次のように規定されています。

- 官庁施設の有する機能、官庁施設が被害を受けた場合の社会的影響等を考慮し、施設を分類し、構造体、建築非構造部材、建築設備等について、大地震動に対して官庁施設が持つべき耐震安全性の目標を定め、その確保を図ること。
- 特に、災害対策の指揮及び情報伝達、救護、消火活動等の災害応急対策に必要な官庁施設については、他の官庁施設に比べ、大地震動に対しても耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。

大地震動に対する耐震安全性の目標は、構造体、建築非構造部材（仕上げ）、建築設備ごとに別表のように目標が定められています。

このうち、災害応急対策において特に重要な官庁施設については、**構造体はI類、建築非構造部材はA類、建築設備は甲類が目標**となります。

〔大地震動に対する耐震安全性の目標〕

部 位	分類	耐震安全性の目標
構 造 体 〔柱・梁・基礎等〕	I 類	<ul style="list-style-type: none"> 大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られる
		<ul style="list-style-type: none"> 必要保有水平耐力の割り増し 1.5
建築非構造部材 (仕上げ材)	A 類	<ul style="list-style-type: none"> 大地震動後、災害応急活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られる（外部及び活動拠点室、活動通路等）
建 築 設 備 〔外壁仕上げ、建具、間仕切り、天井、屋根材等〕 〔電力供給、照明、通信連絡、給排水、衛生、空調、エレベーター設備等〕	甲類	<ul style="list-style-type: none"> 大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする
		<ul style="list-style-type: none"> 求められる機能についての信頼性の向上を図る 不測の事態により、必要な設備機能を発揮できない場合を想定し、代替手段に配慮する